

○亀山市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年1月11日

条例第5号

改正 平成20年9月1日条例第34号

平成22年6月29日条例第31号

平成25年2月28日条例第2号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、亀山市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例34・平25条例2・一部改正)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、亀山市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(平22条例31・平25条例2・一部改正)

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に月額2万円を乗じて得た額を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとして算定して得た額を交付し、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

4 政務活動費は、交付月の20日に交付する。ただし、その日が市の休日に当たる場合は、その前日とする。

(平25条例2・一部改正)

(所属議員の数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員の数に異動が生じ

た場合において、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲等)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広聴広報、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、政務活動に要する経費に関し必要な事項は、別に定める。

(平25条例2・全改)

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(会計帳簿等の整理)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書その他証拠書類(以下「領収書等」という。)を整理しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書等を添えて議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から10日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 議長は、前3項の規定により提出のあった収支報告書に疑義又は不備がある場合は、当該会派に対し、訂正を命ずることができる。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費の返還)

第9条 会派は、前条の規定により収支報告書を提出する場合において、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 市長は、前項に規定する残余の額に相当する額の政務活動費が返還されなかった場合は、当該会派に対し、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

(平25条例2・一部改正)

(収支報告書等の保存)

第10条 議長にあっては第8条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者にあっては会計帳簿等の関係書類を、同条第2項及び第3項に規定する提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 政務活動費の支出状況については、積極的にその情報を公表するものとする。

(平25条例2・追加)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(平25条例2・旧第11条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年度に係る政務調査費については、なお合併前の亀山市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年亀山市条例第3号)又は関町議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年関町条例第9号)の例による。

附 則(平成20年9月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月29日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

(平25条例2・追加)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費並びに会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う活動に必要な備品、消耗品等の購入に要する経費